特許庁における「明確性要件（特許法36条6項2号）」の実務変遷と対応戦略

近年の特許庁審査・審判における明確性要件の適用厳格化の傾向を整理し、クレーム作成・中間処理における具体的対応方針を一目で理解させること。

審査・審判実務における処理構造の変化

従来：「要旨からの除外」



新傾向：「明確性違反」



第三者の権利範囲に対する予測可能性の確保：
他装置の挙動等に権利範囲が左右される誤解を
防ぐため、厳格な判断基準が適用されています。

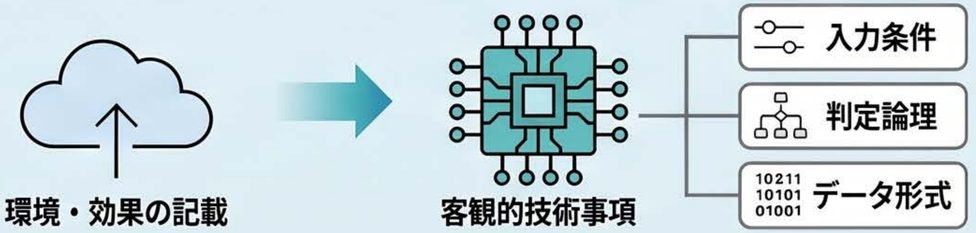
出願人の: 意見書での説明に加え、文言削除や明確化の補正が必要

比較項目	従来型処理 （要旨認定からの除外）	特許庁の新傾向 （明確性要件違反）
法的構成	要旨認定の問題 （除外して対比）	記載要件 （36条6項2号）の問題
審査・審判の帰結	除外後の構成で 新規性・進歩性を判断	請求項自体の記載不備として拒絶理由・補正却下
出願人の対応	意見書で技術的意味を 釈明・主張	意見書での説明に加え、 文言削除や明確化の 補正が必要

指摘を受けやすい主要類型とドラフティングの指針



ドラフティングの指針：外部的要素を自装置の「客観的技術事項」へ書き換える



Gemini Notebook